

令和5年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和5年5月11日（木）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三 枝 子

10番 田 口 忠

4. 欠 席 委 員

2番 大井 栄一

5. 出席事務職員

局 長 柏 木 幸 昌

農地係長 遠 藤 幸 廣

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 議案第 4 号 「令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和 4 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから令和5年第5回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10番 田口 忠委員

1番 正木 善昭委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」新規6件、再設定2件、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」1件、議案第4号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年5月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

「整理番号1番」の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は360平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約200mに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号「整理番号1番」について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人および代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.06ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日です。

耕耘機、農用自動車、トラクター等を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「整理番号1番」「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号「整理番号1番」については、原案どおり許可することに決定いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「整理番号2番」「整理番号3番」は同一事業のため、一括して審議したいと思います。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案書の2ページをお開きください。

議案資料は7ページからとなります。

「整理番号2番」の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑4筆、〇〇〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は4073平方メートルの所有権を移転するものです。

「整理番号3番」の申請地は、〇〇字〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は3068平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側約900mに位置しています。

位置図は、議案資料の19ページをご覧ください

「整理番号2番」の譲受人は、株式会社オーチャード奥洞爺で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

「整理番号3番」の譲受人は、株式会社オーチャード奥洞爺で、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号「整理番号2番」、「整理番号3番」について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で、譲受人の社員および代理人立ち合いのもと、現地調査を行い、農地所有適格法人の要件および農地法第3条2項各号について審議しました。

まず、農地所有適格法人としての四つの要件についてです。

一つ目が、「法人形態要件」です。資料の26ページをご覧ください。

株式会社オーチャード奥洞爺は株券を発行していない株式会社で、公開会社ではありませんので問題ありませんでした。

二つ目が「事業要件」です。法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であることが必要です。

資料25ページをご覧ください。

法人の定款の目的に記載されている内容並びに資料33ページの損益計算書および営農計画書から、売り上げの全てが農業収入であることから、事業要件も問題ないと判断しました。

三つ目の「議決要件」、四つ目の「役員要件」です。資料9ページ営農計画書、資料11ページ農地所有適格法人としての事業等の状況により、法人の農業の常時従事者は4名で、そのうち3名が発行株数の全てを所有しています。

また、役員の5名のうち3名が株主であり、農業従事日数は150日以上であり、議決権のある役員の2名は農作業従事日数が150日以上なので、議決要件、役員要件ともに問題がありません。

続いて、譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約8.99ヘクタールで、農業従事日数は、代表取締役が年間150日、スタッフ2名が160人です。草刈り機、消毒機を揃えています。

以上の事から、経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「整理番号2番」「整理番号3番」「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号「整理番号2番」「整理番号3番」については、原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号「整理番号4番」「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

「整理番号4番」の申請地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3068平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約400mに位置しています。

位置図は、議案資料の39ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号「整理番号4番」について、調査結果を報告します。

第1調査会で、譲受人および代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約2.02ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「整理番号4番」「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号「整理番号4番」については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年5月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は42ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規6件、再設定2件です。

「整理番号1番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は2123平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は全面積で〇円です。

「整理番号2番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は527平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は全面積で〇円です。

「整理番号3番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は756平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は1年間、借賃は全面積で〇円です。

「整理番号4番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1755平方メートルです。

権利の設定を受ける者は帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇円です。

「整理番号5番」使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は569平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は無償です。

「整理番号6番」賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2852平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

「整理番号7番」使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1018平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は無償です。

「整理番号8番」使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1018平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 「整理番号1番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約2.26ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が50日です。

トラクター、農用自動車、管理機を揃えています。

「整理番号2番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、農用自動車、管理機を揃えています。

「整理番号3番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.4ヘクタールで、今年度の新規就農者でアスパラガス、トウモロコシ等の栽培を行います。

「整理番号4番」「整理番号5番」「整理番号7番」「整理番号8番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約1.47ヘクタールで、農業従事日数は、社員1人が年間180日、社員1人が年間230日、スタッフ2人が100日、スタッフ1人が年間35日です。

トラクター、管理機、草刈機等を揃えています。

「整理番号6番」の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約43.18ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻も330、母が30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり決定することとしました。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」
審議します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年5月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一。

それでは議案の説明をします。

議案資料は60ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条の規定により買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求め
るものです。

買取り申し出を行う生産緑地は、〇〇字〇〇〇〇先の地目畑1筆、面積は2000平方メ
ートルです。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南西側約800mに位置しています。

位置図は、議案資料の61ページをご覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。
す。

川村泉治調査会長 議案第3号について、調査結果を報告いたします。

申し出人の妻立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

申し出人が令和4年2月11日に相続により引き継いだ農地です。

現地は畑として管理されています。

生産緑地の指定を受けた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、市に生産緑地の買取申出を行うため、「農業の主たる従事者」であることの証明を求めるものです。

なお、地元農業委員からの聞き取りにより、買取申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上をもとに、第1調査会では、農業の主たる従事者が、以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断いたしました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については、原案どおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」について審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第4号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」および「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年5月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一。

それでは、議案第4号「令和4年度推進委員等最適化活動の点検・評価」および「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」、ご説明します。

詳細は片桐主任から説明させていただきます。

片桐主任 はい、説明させていただきます。

令和4年2月2日付、「農業委員会による最適化活動の推進等について」農林水産省局長通知および令和4年2月26日付、「農業委員会による最適化活動の推進等について」農林水産省経営局農地政策課長通知により、最適化活動の実施に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。

議案第4号につきましては、本通知において、最適化活動の実施状況および最適化活動の目標の達成状況について、各推進員等が自ら点検・評価するとともに、その結果を総会において点検・評価することとなっており、委員の皆様の意見を求めるものです。

それでは別紙1をご覧ください。

令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてです。

令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、こちらの別紙様式3にて実施することとなっており、1ページから17ページについては、皆様からご提出いただいた内容になります。

ご提出いただいた内容を踏まえ、別紙様式3の2に、通知に記載の評価基準に従い、「全体の評語」を記入したものとなっています。

基準については、事前にお配りした右上に「参考」と書かれている資料の2ページとなります。

また、氏名の欄については個人名を伏せた形で、農業委員と利用最適化推進委員ごとに整理番号を振っています。

それでは整理番号1番から説明させていただきます。

別紙1の1ページになります。

まず1の(1)活動日数については31日、続きまして(2)の①成果目標の達成状況につきまして、まず、「農地の集積」の「農地面積」の市内全体の面積が1220ヘクタール、実績も1220ヘクタールとなります。

これに対して一つ飛びまして市内の全体の集積面積、こちらの目標が326ヘクタール実績は335ヘクタールとなります。

これらの集積率としまして、目標が27%、実績は27.46%となりまして、達成状況が101.7%となります。

続きまして、遊休農地の欄ですが、解消面積については目標が0ヘクタールですので達成状況も0%同様に、前年度新規発生分の解消面積目標が0ヘクタールですので達成状況も0%となります。

続きまして新規参入の欄ですが、所有者等からの同意を得た面積としましては目標が5ヘクタール、実績は0ヘクタールですので達成状況は0%となります。

こちらの(2)の①については、他の方についても同様の数値となりますので、これ以降の説明は割愛させていただきます。

以上の数値を踏まえて、2番の全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして整理番号2番の方が別紙1の2ページになります。

活動日数につきましては55日、全体としての評語が「目標を下回る結果となった」です。

続きまして3ページ、整理番号3番の方です。

活動日数の合計は24日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして4ページ、整理番号4番の方です。

活動日数につきましては35日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして5ページ、整理番号5番の方です。

活動日数は38日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして6ページ、6番の方になります。

活動日数は31日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして7ページ、整理番号7番の方です。

活動日数については24日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして8ページ、整理番号8番の方です。

活動日数については24日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして9ページ、整理番号9番の方です。

活動日数については32日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして10ページ、整理番号10番の方です。

活動日数は56日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして11ページ、ここから農地利用最適化推進の方となります。

整理番号は1番からとなります。活動日数は47日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして12ページ、整理番号2番の方です。

活動日数は37日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして13ページ、整理番号3番の方です。

活動日数については53日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして14ページ、整理番号4番の方です。

活動日数については121日、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。

続きまして15ページ、整理番号5番の方です。

活動日数については41日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして16ページ、整理番号6番の方です。

活動日数については22日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

続きまして17ページ、整理番号7番の方です。

活動日数については25日、全体としての評語は「目標を下回る結果となった」です。

以上で令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価となります。

続きまして、令和4年度農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価についてです。

別紙1の18ページ、別紙様式4をご覧ください。

通知により最適化活動の目標の達成状況の点検・評価については、別紙様式4により実施することとされており、令和4年度の目標と実績を各項目に記入したものになります。

各項目について順に説明いたします。

1の（1）農地の集積になります。

前年度の集積率は25.7%、目標の集積率は27%です。実績として、市内農地面積1220ヘクタールに対して集積面積は335ヘクタール、昨年度末の集積率は27.5%です。

続きまして1の（2）に遊休農地の解消等になります。

緑区分の解消面積の目標は0ヘクタール、実績は0ヘクタール、黄色区分の解消工程表は策定していません。

新規発生解消面積は目標0ヘクタール、実績が0ヘクタールです。

この項目の補足として、本市における緑遊休農地がないため、関連項目が0ヘクタールとなっています。

続きまして1の（3）新規参入の促進になります。

同意・公表面積の目標は5ヘクタール、実績は0ヘクタールです。

続きまして2の最適化活動の活動目標です。

令和4年4月1日時点の改選前の人数となっており、最適化活動を行う農業委員の人数は10人農地利用最適化推進委員の人数は8人です。

2の（1）推進委員が最近活動を行う月当たりの日数の目標は3日、実績は平均値で3.5日です。

2の（2）に活動強化月間の目標の回数は3回、実績は3回です。

2の（3）新規参入相談会への参加は目標が1回、実績は1回です。

これらを踏まえまして、農業委員会の目標の達成状況の評語は「目標の期待どおりの結果が得られた」です。

基準については、参考資料の1ページとなります。

続きまして、3の推進委員等の点検・評価の結果です。

評語ごとの該当する推進委員等の人数はご覧の通りです。

令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価については以上になります。

以上で第1議案第4号についての事務局からの説明を終わります。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

推進委員等の活動については、多くの委員が目標を下回る結果となりましたので、今年度は目標を上回る結果となるよう活動していただきたいと思います。

そのためには、農業委員も含め、活動後の記録が重要となりますので、忘れずに活動記録簿に記録するようお願いします。

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。

届出事由は、駐車場が1件、住宅が2件、資材置場が1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、8件受理しました。

届出事由は、住宅が5件、宅地分譲が3件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、3件受理しました。

届出事由は、相続です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了します。

これをもちまして、令和5年第5回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。